

昔山背國に一の自度有り。姓名詳ならず。常に碁を作つことを宗とす。沙弥。

弥白衣と俱に碁を作つ時に、乞ふ者來りて法花經の品を読みて物を乞ふ。沙弥聞きて軽り咲ひ皆りて、故に己が口を候らしめて音を訛りて効び読む。白衣聞きて、碁の条に恐りて曰はく「畏恐し」といふ。白衣は碁を作つ遍ごとに勝つ。沙弥は遍ごとなほ負く。是に即坐沙弥口喝斜みて、薬をもちて治療えしむれども終に直らず。法花經に云はく「もし軽り咲ふ者有らば、當に世々に牙齒疎に缺け、脣醜く鼻平み、手脚繚戾りて、眼目角昧ならむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。むしろ惡しき鬼託きて多く濫言すとも、經を持つ者を誹謗るべからず。能く口業を護るべし。

僧湯を涌す分の薪を用ちて他に与へて牛と作りて役はれ奇しき表を示す縁 第二十

積惠勝は、延興寺の沙門なり。法師平生時、湯を涌す分の薪を一束詰りて他に与へて死にき。其の寺に一の牸有りて犢子を生む。長大りて後に、車を駕き薪を載せ、憩ふこと無く駆はる。車を控きて寺に入る。時に知らぬ僧寺の

弥。私度僧。「度」は出家する意。「自度」は私度とも。官の許可を得ずに出家すること。僧尼の公驗(證明書)は養老四年(七〇)よりおこなわれた、とされる(続紀)が、それ以後では公驗の有無が官度と私度自度とを区別する基準であろう。本説話がいつの時代に設定されているのかは不明である。課役をのがれるために浮浪し乞食する僧は多かつた。これらの私度僧たちを、本書は隠身の聖ととらえている。本書を益田勝実は私度僧の信仰のあかしの文学とする。二、底本訓釈「故(己止左良二)」。三、ねじ曲げさせて。底本訓釈「候毛刀良奈之天波利天」は多くの誤写を含む。三、なまつて。四、まねて読む。底本訓釈「効(万爾(禱か)比)」。五、原文「碁条」は、碁石を一目置くごとに、の意であろうが、「条」のこのような用法は見出しがたい。六、底本訓釈「負(保須)」は誤釈。七、中巻十八縁、下巻二十縁の「口喝斜」にイメージが結びついている。八、妙法蓮華經・普賢菩薩勸發品。九、底本訓釈「疎(於呂曾可爾)」。十、底本訓釈「繚戾(上)」。十一、礼于反、下來反、二合、毛止利天。十二、底本訓釈「角昧(角昧か)」(下)七反(膝とあやまつて音が付されている)、二合、須可爾。三、原文「而与持経者、不可誹謗」。与は、一を、の意。

第二十縁 あやしき表の説話。今昔物語集・二十ノ二十に書承。

三、寺の浴室のための燃料。四、未詳。本説話以外に所伝をみない。三、未詳。云、底本訓釈「詰(取也)」。名義抄「詰(トル)」。四、底本訓釈「悖(悖か)」(女牛)。云、底本訓釈「犢(犢か)」(牛子)。云、「ひく」の表記を「駕」「控」「引」と変化させていると考へ、「駕」を「ひく」と訓む。

門に在りて曰はく「惠勝法師は、涅槃經を能く読むといへども車を引くこと能はず」といふ。牛聞きて涙を流し、長息きて忽に死ぬ。牛を將る人其の僧を嘆めて言はく「汝牛を呪ひて殺す」といひ、捉へて宮に申す。宮状を問はむとして僧を請へて見れば、面姿奇しく貴く身体殊しく妙にしてますます宴黙なり。

淨き屋に居ゑ、繪師を召請へて言はく「彼の法師の容の如く誤たず絵きて持ち来れ」といふ。繪師等詔を奉りて持ちて宮に進る。宮見ればみな觀音菩薩の像なり。彼の師急然に観えず。諒に委る、觀音の示す所更に疑ふべからず、むしろ飢に迫められ沙土を食むとも謹常住の僧の物を用食まざれ、と。所以に大方等經に云はく「四重五逆は我れもまた能く救ふ。僧の物を盜むことは我が救はぬ所なり」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

慈悲する心無く馬に重き駄を負して現に悪しき報を得る縁 第二十一

昔河内國に笊販の人有り。名けて石別と曰ふ。馬の力を過ぎて重き荷を負し、馬往かぬ時には瞋恚り捶ち駆ふ。荷を負ひて勞れ、両の目に涙を出す。笊を売

- 三 底本訓釈「憩^ハ伊^シ己^シ不^ハ止^ス」。
三 底本訓釈「控^ハ引^ス也[。]」。

一大般涅槃經、四十卷。本書では舌内入聲音は「ち」で表記した。「ねちはん」もその例。類似音を示すならば、ネッファン。原文「能読」は、誦經することができる、という意。洛陽伽藍記・二以レ誦^ニ四十卷涅槃亦升^ニ天堂[。]。誦經のイメージが下巻十九縁に結びついている。二より高い地位の存在(たとえば、人)への転生を暗示する。前世の罪が、今生での労役によつて贖われたのである。三底本訓釈「呪^ハ乃^ハ呂比天[。]」。四底本訓釈「姿加保[。]」。五底本訓釈「妹(妹か)[。]」有留和之久[。]妙法蓮華經・授記品・端正妙[。]六底本訓釈「宴黙^ハ上依爾反、下目反、二合、比曾加爾之天[。]」妙法蓮華經・序品・寂然宴黙[。]七底本訓釈「絵音惠反[。]」八妙法蓮華經・觀世音菩薩普門品・應^ハ以^ニ比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身[。]得度^上者、即現^ニ比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷身[。]而為說^ハ法[。]九底本訓釈「迫^ハ世女[。]」一〇四分律行事鈔・中ノ一は「僧物」を四種に分類して、常住常住、十方常住、現前現前、十方現前、とする。ここでは常住常住の僧物をいう。二大方等陀羅尼經・三の取意。本説話の引用文と同文のものが梵網經古迹記・本に「方等經云」として引用。三四重罪を犯した者(教團を追放される(波羅夷)と五逆罪を犯した者(無間地獄に墮す)と。

第二十一縁 惡業についての現報説話。今昔物語集・二十ノ二十九に書承。
三 未詳。本説話以外に所伝をみない。一四公私[。]の運米は五斗を一俵とし、三俵を一駄とした者(教團を追放される(波羅夷)と五逆罪を犯した者(無間地獄に墮す)と。